

第24期 第31回

定例農業委員会総会

議 事 録

令和5年1月31日

伊予市農業委員会

第24期

第31回定例農業委員会総会議事録

令和5年1月31日（火）午後2時30分から、ウェルピア伊予において第31回定例農業委員会総会を開催する。

出席者

農業委員会委員	15名
農地利用最適化推進委員	5名
事務局	局長 次長 係長

議事日程

（議案）

第148号	農地法第3条の規定による許可申請について	9件
第149号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
第150号	非農地判断について	2件

（報告）

第59号	農地法第18条第6項の規定による解約通知について	1件
第60号	農地使用貸借解約通知書の受理について	1件

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より第31回伊予市農業委員会総会を開催いたします。一同ご起立ください。

<一同、礼>

御着席下さい。

本日の開催にあたり、議席番号●●番●●委員、●●番●●委員、●●番●●委員、●●番●●委員より欠席のご連絡がございましたのでご報告させていただきます。

それでは、開会にあたりまして藤岡会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議事

議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

「●●番 ●●委員」

「●●番 ●●委員」

よろしく願いいたします。

議案第148号

農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。番号1について事務局の説明をお願いします。

事務局

1番（●●委員）

譲渡人	下三谷●●さん
譲受人	松山市●●さん
申請地	下三谷●● 田 ●●㎡ 他6筆で●●筆合計が●●㎡になります。

12月総会からの継続審議案件になります。申請地説明図の2ページから4ページは先月と同じ資料になります。議案説明書は2ページの計画書は先月と同じもので、3ページと4ページの営農従事計画が追加で提出されたものになります。「ごま」と「いちじく」それぞれの想定される作業内容と作業時間が提示された資料です。

この表から、事務局が集計した結果、本人は1日6時間作業で173日、年間で1,038時間。補助人材（●●の●●）の作業時間は1,458時間で、合計2,496時間

を想定されています。品目別では、「ごま」が2, 292時間、「イチジク」が204時間になります。4aのイチジクは、経営指標に照らしても妥当な範囲です。ごまは、50aなので、10aあたりだと、458時間。ごまは、信頼できる経営指標がありませんので妥当性を判断することができないのですが、他品目の経営指標と比較すると、水稻の約23倍(20時間)、露地みかんの約2.5倍(180時間)、なすの半分(930時間)の労力を掛けようとしています。それだけの時間を掛けるのであれば、荒らすことはないとは思いますが、1, 458時間も人を使うとなると、時給1, 000円で計算しても、145万8千円になります。80万円の収入しか得られない計画ですから、単体では収支上の採算は取れていない内容です。今日は、労働力として当てにしている、●●の●●も来ていただいていますので、このあたりの負担をどう考えているのか聞いてみる必要もあるのかと思います。資料の説明については以上です。

議長

事務局から説明があったように、前回の審議の中で、「この農地が耕作放棄地になっては困るということで、前回の資料では具体的な作業について記載が無かった年間の営農計画の資料を提出していただくこと」が1点。もう一点は●●さん自身が(営農を)できなくなった場合に、前回の審議でのご説明では「後継者である●●が引き継ぐ」ということであった訳ですが、委員各位から「後継者である●●にご出席いただいて(後継者としての考えについて)ご説明いただきたい」とのことで、この2点を継続審議とし、今回の審議となっております。

これからご説明をいただきますが、その前に委員の皆様のご質疑があればお願いします。

(質疑なし)

議長

地元委員さんからの補足はございませんか。

●●委員

胡麻を栽培するにしても、他の作物を栽培するにしても、近隣農地に迷惑をかけることのないよう、しっかりと管理していただければと思います。

議長

はい、ありがとうございます。

それから、ネット等で調べてみると、胡麻(の収量)は1反当たり60kgから100kgが標準のようで、1反当たり10万~12万円あたりの収入が見込まれるようですが、採算が合わないということで、日本では胡麻の生産農家がほとんど無いというのが現実のようでござい

ます。そのあたりを踏まえ、ご本人から補足説明をいただきますので、委員の皆様からご質問をいただければと思います。

それではお願いします。

(●●さん入室)

事務局

最初に、前回からの継続案件となる 2 点の質問についてお答えいただければと思います。一つは「胡麻栽培がうまくいかなかった場合の作物をどのように考えていらっしゃるのか」について。もう一つは「ご自身が出来なくなった後、後継者が農地をどうするか」について、まず、それぞれお答えいただければと思います。

●●さん

今のところは、胡麻栽培をとことん追求して（営農を）やっていこうと思っています。他の作物（栽培）については、今のところは考えておりません。

●●さんの息子さん

休日を利用して父の手伝いをするということで、父が申しあげましたとおり胡麻をやっていく。どうしてもだめ（栽培が失敗）なら、その時に考えていけないと思いますが、現況、（自身の）仕事をしながらということもありますので、手伝いをしながら、どのくらい余力があるかも考慮しなければなりません、胡麻（栽培）を一所懸命にやっていこうということです。

議長

ありがとうございます。今回、継続審議となった理由は、農業委員会としては農地を守る必要があるという立場から、前回お示しいただいた営農計画に具体性が無かったということで、具体的な作業日程と労力について資料を出していただいたというのが 1 点でございます。特に、地区外の方が農地を持たれた場合、栽培が上手くいかないと、耕作放棄地になって近隣が迷惑を被るというケースが多いため、そういったことにならないために、今回、再度ご出席いただいたということでご理解いただければと思います。それでは、先程お二人からの説明について、委員からご質問がありましたらお願いします。

●●委員

私の場合、学校を卒業後、これまで専業農家として「8 桁農業」を目指して営農を続け、軌道に乗せることができたと自負しております。これまでの事務局からの説明などを聞いても、●●さんの意欲は感じられるものの、金銭的には成り立たない、赤字になるというのが、我々委員の共通認識ではないかと思います。今まで随分（ご自身の生業の）お仕事を

して来られて、最後の余生を、農業をしながら、金銭的な赤字黒字を度外視して、(余生を) 有意義に過ごしたいというお気持ちであれば、それはそれで1つのやり方ではないかと思えます。ここにある資料にありますように、(●●さんの息子が) 経営する会社の従業員の 方がお手伝いをするという計画を立てておられるようですが、そのことは社長として、あなた (●●さんの息子) は休日に手伝うとおっしゃいましたが、(貴社の) 従業員が、お父さんのお手伝いを率先して、計画上では 1,400 時間あまり手伝わせるという考えを社長としてお持ちなんですか？

●●さんの息子さん

父からは、当初計画ということで「最初はこれぐらい協力してくれないか」と、それから先は自分たちで工夫しながら、作業時間も効率化して人手も少なくできるように頑張るといっていただいていますので、その部分は協力していこうということと、うちの●●職人たちも、(父が) 創業者で、長年付いてきた部分があるので、一緒に手伝っていきたいというところもあります。(父には) 赤字では困りますよという話はしていますけど、最初にご協力しますということで。

●●さん

提出させていただいた表は見積りで、実際はそれほど(人工が) 掛からないですが、万が一(手間が) 掛かったり、(手伝う従業員が農作業について) 慣れないことですから、あまりに職種が違うので、追い立てるようなこともしてもいけないので、1年やらせてみたら、皆落ち着いてやれると思いますけれど、最初は余分に人数をみておりますが、実際はそれほど人工は掛かりません。

●●委員

最近、企業が本業の仕事だけでなく農業分野へ進出することが増えてきていますが、社長さんは、そのような考えをお持ちですか。

●●さんの息子さん

今のところは初めての経験なので、そこまでは考えてないです。

●●委員

●●さんが、余生に趣味の一環で(農業を) されるのは、私は構わないと思いますが、農地を荒らしたり、栽培ができなくなって●●などへの転用を考えたり、そのようなこと(用途を) 振り向けられると、近隣農家の方々も迷惑することになりますし、少しでもそのような(将来、転用するような) 考えがあるようでしたら、我々も賛成出来かねるといふ気持ちがありますが、そのあたりは(●●さんと息子さんが) 一枚岩となって、そのよ

うなこと（将来、転用するのではないかとの疑念が生じること）のないように、お力添えをいただけるということですね。

●●さんの息子さん

はい。

●●さん

はい。前回は申し上げましたが、近隣の農家さんの迷惑にならないように、また、農薬等もきちんと相談しながらやっていきます。そして、耕作放棄地のようなことにならないようにきちんとやっていきます。ここであらためてお約束しておきます。

議長

他にございませんでしょうか。

先程、●●さんの息子さんから「(営農が)赤字になってもらっては困る」というご発言があったと思いますが、この胡麻栽培の場合、一反から上げられる収益は10万～12万円という状況なんです。人件費その他の経費を考えると「胡麻」だけで黒字経営というのは厳しく、赤字が続くと胡麻栽培を止めざるを得ないため、他の作物に切り替えざるを得ない場合も出てくると思いますが、その辺りの将来の(見通しについて)、あくまで胡麻栽培で黒字に持っていこうという考えなのか、赤字はやむを得ないと考えるのか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

●●さん

当初は赤字になるのも仕方がない(と考えており)、今までの貯えがあるので、多少のことは出来ますけど、将来的にどうなるかということは、近隣農家さんに相談をしたり、指導を仰ぎながら(営農)することに徹底したいと思っております。

議長

他に委員の皆様から何かございませんか。

それともう一点。●●さんの息子さんに確認したいことですが、当面は従業員さんによるお手伝いということ(●●さんが)考えられているようですが、これは当面であって、企業家としては、将来的には(●●さんに)自力でやっていただきたいと考えられているのか。それともやはり、会社の従業員さんが手伝わないと(営農)できないと考えられているのか。社長としての判断はいかがでしょうか。

兵頭好喜さんの息子さん

常時、(お手伝いが必要)という訳ではないので、臨機応変に手伝いが欲しいという時には

(支援) していくつもりです。

議長

ありがとうございました。皆様から何かございませんか。

はい、無いようでしたら、お忙しい中ありがとうございました。

●●さん・息子さん

ありがとうございました。

(●●さん退出)

議長

あらためまして、委員の皆様から再度ご質疑はございませんでしょうか。

(委員意見交換・審議)

議長

ありがとうございます。継続審議案件として二度お話を伺った内容を踏まえて、第148号番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(賛成多数)

議長

ありがとうございます。賛成多数で議案第148号番号1について承認いたします。続いて、番号2につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

2番(●●委員)

譲渡人	中山町中山 ●●さん
譲受人	下吾川 ●●さん
申請地	中山町●● 田 ●●m ² 他●●筆で●●筆合計が●●m ² になります。
譲受人の耕作面積	●●m ²
申請理由	(譲受人) 生前贈与 (譲渡人) 生前贈与
権利の種類	贈与による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書1ページ2番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

議長

それでは、番号2について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

兄弟以外に譲り受ける方がおらず、弟様もご高齢ではありますが、耕作者として営農・管理していらっしゃいますので、特に問題ないと思います。

議長

ありがとうございます。番号2につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号2について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号2について承認いたします。
続いて、番号3につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

3番 (●●委員)

譲渡人	高知市 ●●さん
譲受人	双海町高岸 ●●さん
申請地	下三谷●● 田 ●●m ²
	同じく●● 田 ●●m ²
	同じく●● 畑 ●●m ²
譲受人の耕作面積	●●m ²
申請理由	(譲受人) 経営規模拡大

(譲渡人) 耕作困難

権利の種類 売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書1ページ3番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

議長

それでは、番号3について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

譲受人は、下三谷にある「●●」の代表の方で、農地はこの園に隣接しており、野菜を作付けしてしっかり管理されており、何ら問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。番号3につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

事務局

一点、補足をさせていただきます。この後、議案第150号で審議していただきますのが、譲受人の所有農地に係る非農地判断案件であります。当該農地の存在が、いわゆる「全部効率利用要件」を満たしていない一方で、非農地判断の基準を満たしていることから、全部効率利用要件を満たすために必要な手続きとして非農地判断をご審議いただく案件となっております。

議長

はい。番号3について御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号3について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号3について承認いたします。

続いて、番号4につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

4番（●●委員）

譲渡人	大平 ●●さん
譲受人	大平 ●●さん
申請地	大平●● 田 ●●m ² 大平●● 田 ●●m ²
譲受人の耕作面積	●●m ²
申請理由	(譲受人) 経営の安定化 (譲渡人) 経営継承
権利の種類	20年間の使用貸借による権利設定

譲受人の経営状況は、議案説明書1ページ4番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

また、担当委員からの意見譲受人の●●さんは、新規就農から5年が経過し、メインのミニトマト以外にもキウイフルーツへも挑戦し、経営規模の拡大を図られています。今回の申請地は、施設ミニトマトを栽培している場所です。親子間の貸借でもあり何も問題はありませんとのことでした。以上です。

議長

ありがとうございます。番号4につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号4について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号4について承認いたします。

続いて、番号5、番号6につきましては関連がございますので、事務局の一括説明をお願いします。

事務局

5番（高橋敏夫推進委員）

譲渡人	下吾川 ●●さん
譲受人	松山市 ●●さん
申請地	下三谷●● 田 ●●m ² 同じく●● 畑 ●●m ²

6番（●●委員）

譲渡人	下三谷 ●●さん
譲受人	松山市 ●●さん
申請地	下三谷●● 田 ●●m ² 他●●筆、●●筆合計で●●m ² です。
譲受人の耕作面積	●●m ²
申請理由	（譲受人） 経営の安定化・経営規模拡大 （譲渡人） 農地管理困難
権利の種類	売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ5・6番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

議長

それでは、番号5、番号6について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

譲受人の●●さんは、この地域の農地を重点的に購入されて、規模拡大を図っております。前回も●●筆で約●●m²を購入されて、先日、農地を見回りしたところ、ネギや柑橘を植えられていて、草刈等しっかりと農地管理されており、何ら問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。番号5、番号6につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

（質疑なし）

議長

無いようでしたら、番号5、番号6について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号5、番号6について承認いたします。
続いて、番号7につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

7番 (●●委員)

譲渡人	双海町高岸 ●●さん
譲受人	双海町高岸 ●●さん
申請地	双海町●● 畑 ●●㎡ 他●●筆、●●筆合計で●●㎡です。
譲受人の耕作面積	●●㎡
申請理由	(譲受人) 経営規模拡大 (譲渡人) 農地管理困難
権利の種類	売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ7番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは番号7について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

譲受人は地域でも若手の農業後継者で、地域の中心となる有望株です。しきびなど色々と栽培しておりますが、益々盛んになってくると思いますので、大変結構なことと思います。特に問題はありませぬので、よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。番号7につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号7について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号7について承認いたします。

続いて、番号8、番号9につきましては関連性がございますので、事務局の一括説明をお願いします。

事務局

8番 (●●委員)

譲渡人	上三谷 ●●さん
譲受人	下三谷 ●●さん
申請地	上三谷●● 畑 ●●m ² 他●●筆、●●筆合計で●●m ² です。

9番 (●●委員)

譲渡人	下三谷 ●●さん
譲受人	下三谷 ●●さん
申請地	下三谷●● 田 ●●m ²
譲受人の耕作面積	●●m ²
申請理由	(譲受人) 経営規模拡大 (譲渡人) 農地管理困難

権利の種類 売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ8・9番とおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号8、番号9について、地元の●●委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

譲受人の●●さんは、●●という会社の農業部門の責任者であり、米栽培のために規模拡大中とのことで、先般もかなりの農地を取得しておりますけれども、一部ではあります

現地確認しましたが、管理できている状態で、何ら問題ないと思います。

議長

続いて●●委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

譲渡人は長らくハウスでの花き栽培を行っていましたが、高齢になり栽培ができず、荒地になっていたところ、後継が見つかり、果樹栽培するということですので、地元としては安堵しているところです。

議長

ありがとうございます。番号8、番号9につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号8、番号9について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号8、番号9について承認いたします。

議案第149号

農地法第5条第1項の規定により許可申請について、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。番号1、番号2については関連がございますので、事務局の一括説明をお願いします。

事務局

番号1

譲渡人は 松山市東垣生町 ●●さん。

譲受人は、下吾川 ●●。

土地所在地は、三秋●●。

登記地目及び面積は、畑で、●●㎡

転用目的は、露天資材置場です。続いて、

番号2

譲渡人は 下吾川の ●●さん。

譲受人は、下吾川の ●●。

土地所在地は、三秋●●。

登記地目及び面積は、畑で、●●㎡

転用目的は、露天資材置場です。

議案説明書は2ページを、申請地説明図は5ページから7ページをご覧ください。

今回の転用申請に至った理由でございますが、譲受人である●●が、所有する重機類の増加に伴い、重機の組立調整・保管のための用地を確保する必要が生じたことから、隣地にある同社が所有する露天資材置場と一体で利用するために、農振除外の手続きの後、転用申請に至ったものであります。

当該転用に係る計画性、実現可能性、計画面積は妥当と判断され、また、申請地は三秋に位置し、農地の広がりがない第2種農地と判断され、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

以上でございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは、議案第149号について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

9月に農振除外の申出があったものです。既に耕作されておらず、周辺農地への影響はありません。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。議案第149号につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、議案第149号について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。議案第149号について承認いたします。

議案第150号

農地以外の目的に供する土地に係る農地法の適用を受けない旨の判断について、次のとおり農業委員会の承認を求める。番号1、番号2は関連がございますので、事務局の一括説明をお願いします。

事務局

番号1

申出人及び土地所有者は 双海町高 ●●さん。

土地の所在地は、双海町●● 他●●筆

登記地目及び面積は、畑で、合計●●㎡ 続いて、

番号2

申出人及び土地所有者は 双海町 ●●さん。

土地の所在地は、双海町●● 他●●筆

登記地目及び面積は、畑で、合計●●㎡

いずれも、非農地の判断を求められているものであります。

議案説明書は3ページを、申請地説明図は8ページから10ページをご覧ください。

今回の申出に至った理由でございますが、

番号1と番号2の申出人は親子でございますが、それぞれ親の世代から引き継いだ農地として、みかんを栽培していたものの、所有する他の好条件農地での栽培に集約したことや、高齢化による規模縮小のため、平成4年頃から転用手続きを行わないまま植林をして現在に至ったものでございます。

該当地の多くが農振農用地であったため、農振除外の手続きの後、今回の申出に至っておりますが、当該農地が既に山林の様相を呈してから長期間が経過していることから、基準に照らし、非農地の判断は止むを得ないものと考えられます。

なお、現地確認を行いました。通行止め箇所などもあり、一部は現地に赴くことが困難であったため、申出人から提出のあった写真などをもとに、航空写真による確認と併せて、現地での遠望により、申出内容の確認を行いました。いずれも山林の様相を呈していることを確認しております。

以上でございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは議案第150号について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

この案件は、先の議案第148号番号3で説明のあった関連案件でございますが、止むを得ないものと考えます。周辺農家からの苦情もありませんので、特に問題ないかと思えます。

議長

ありがとうございます。議案第150号につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、議案第150号について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。議案第150号について承認いたします。

報告第59号

農地の使用貸借解約通知書を受理したので、次のとおり報告する。
事務局の説明をお願いします。

事務局

今回1件の届出がありました。

1番

貸出人	森 ●●さん
借受人	三秋 ●●さん
届出地	森●● 田 ●●m ² 他●●筆、●●筆合計で●●m ² です。
解約事由	双方合意

権利の種類等 基盤法 賃借権設定

議長

報告第59号について、御質疑はございますでしょうか。

(質疑なし)

議長

なければ、報告事項ですので次に進めます。

報告第60号

農地の使用貸借解約通知書を受理したので、次のとおり報告いたします。
今回1件の届出がありました。

1番

貸出人	中山町中山	●●さん
借受人	下吾川	●●さん
届出地	中山町●●	畑 ●●m ²
	同じく●●	畑 ●●m ²
	同じく●●	畑 ●●m ²
解約事由	双方合意	
権利の種類等	基盤法 使用貸借権設定	

議長

報告第60号について、御質疑はございますでしょうか。

(質疑なし)

議長

なければ、報告事項ですので次に進めます。

(その他報告)

議長

それでは次回は2月27日(月曜日)午後1時30分より、伊予市役所で開催します。

次回の議事録署名人については、

「●●番 ●●委員」

「●●番 ●●委員」

を予定しておりますので、併せて、宜しくお願い致します。

以上をもちまして、第31回 伊予市農業委員会総会の閉会を宣言致します。

事務局

藤岡会長におかれましては、適切な議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、慎重なご審議ありがとうございました。

(午後 3時37分 閉会)

年 月 日

議 長

議事録署名人
